(2) 評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都町田市中町一丁目二十八番1号 東京都中央区八重洲一丁目六番二号
変更後	東京都町田市中町一丁目三番1号 東京都中央区八重洲一丁目六番二号

(3) 変更年月日
平成二十二年三月十五日

八 (1) 住所の変更

変更前	東京都町田市中町一丁目三番1号
変更後	東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号

(2) 評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都町田市中町一丁目三番1号 東京都中央区八重洲一丁目六番二号
変更後	東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号 東京都町田市中町一丁目三番1号 東京都中央区八重洲一丁目六番二号

(3) 変更年月日
平成二十二年四月十五日

○関東地方整備局告示第二百五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名の変更等の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月十一日　関東地方整備局長　菊三　滋

一　登録番号
関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社湘南建築センター

三 (1) 代表者の氏名の変更

変更前	堀田　統
変更後	神保　立身

(2) 役員の氏名の変更

変更前	堀田　統、神保　立身、石塚　隆夫、関　和廣、三本　勇治、井上　芳英、細野　光生
変更後	神保　立身、関　和廣、山本　勇治、井上　芳英、細野　光生

(3) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	鵜殿　雅弘
変更後	大久保秀治

(4) 変更年月日
平成二十二年四月一日

○関東地方整備局告示第二百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年五月十一日　関東地方整備局長　菊三　滋

第1　起業者の名称　茨城県

第2　事業の種類　一級河川利根川水系桂川改修工事（茨城県牛久市桂町地内）、これに伴う農業排水路及び排水樋管付替工事並びにこれに伴う附帯工事

第3　起業地
1　収用の部分　茨城県牛久市桂町字桂地内
2　使用の部分　茨城県牛久市桂町字桂及び字愛宕下地内

第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、茨城県牛久市井ノ岡町地内の一級河川利根川水系乙戸川（以下「乙戸川」という。）との合流点から同県稲敷郡阿見町大字吉原地内の阿見吉原東土地区画整理事業区域界までの延長3.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川利根川水系桂川改修工事、これに伴う農業排水路及び排水樋管付替工事並びにこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川利根川水系桂川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に掲げる河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法による河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い、既設の農業排水路及び農業排水路から桂川へと接続する排水樋管が分断されるため、従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する排水路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により生じた、本件区間に架かる県道の橋梁改築工事に伴う迂回路及び工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性
河川法第9条第1項により一級河川の管理は国土交通大臣が行うとするところ、同条第2項において国土交通大臣が指定する区間の一級河川における管理は都道府県知事が行うとされている。一級河川利根川水系桂川（以下「桂川」という。）における本件区間は、同条第2項に規定する指定区間の指定を受けていることなどから、起業者である茨城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益
桂川は、茨城県稲敷郡阿見町大字阿見町地内に源を発し、同町中央部を南東へ流れ、隣接する牛久市東部を南下し乙戸川に合流する、流路延長約10.0km、流域面積17.4km²の河川である。

しかしながら、桂川は本件区間を含む中流域から下流域にかけて河幅が狭小であり、流下能力が6m³／秒程度と低く、洪水時には河川の水位上昇よる堤防からの越水や、堤内地の内水氾濫による浸水被害が発生しており、昭和61年の台風10号による豪雨では床下浸水17棟、農地17haの浸水被害が発生している。

また、桂川流域は一般国道468号（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」）の供用開始や阿見吉原東土地区画整理事業の実施などにより市街化が進んでいる地域でもあることから、今後、越水や堤内地の内水氾濫による浸水被害の発生頻度の増加も懸念されている。

このような状況に対処するため、起業者は、平成13年9月に策定された「利根川水系霞ヶ浦圏域河川整備計画」に基づき、年超過確率1／10程度の降雨における洪水に対応するために定められた、計画高水流量30m³／秒から35m³／秒を安全に流下させることを目的として、本件区間について、平成15年度より引堤及び河道掘削による本件事業を実施している。